

別紙様式1

公共調達審査会審議対象一覧及び審議結果（公共工事）

〔競争入札によるもの〕 審査対象期間 令和元年7月1日～令和元年12月31日契約締結分 部局名 長野労働局

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争等の別（総合評価の実施）	予定価格（円）	契約金額（円）	落札率（%）	備考	公共調達審査会審議結果状況（所見）
1 岡谷地方合同庁舎3階改修工事	支出負担行為担当官 長野労働局総務部長 堀江 章 長野市中御所1-22-1	令和1年8月7日	株式会社フジ・システムズ 松本市島内4157-1	2100001013963	一般競争入札	30,789,000	30,228,000	98.2%	「2者」	所見なし
2 長野第二合同庁舎4階改修工事	支出負担行為担当官 長野労働局総務部長 堀江 章 長野市中御所1-22-1	令和1年8月22日	池田建設株式会社 長野市広田77	1100001000211	一般競争入札	24,860,000	22,000,000	88.5%	「2者」 「低入札」	所見なし
			以下余白							

※ 備考欄には、以下の①から⑤に該当する場合には、当該符号を付すこと。

- ① 低入札価格調査の対象となったものにあつては、「低入札」。
- ② 随意契約見直し計画において一般競争入札等に移行するとされていたが移行していないものにあつては、「未措置」。
- ③ 競争入札、企画競争又は公募をしたが、応札者が1者しかいないものにあつては、「1者」。2者の場合は「2者」と付すこと。）
- ④ 新規案件で競争性のない随意契約であるものにあつては、「新規」。
- ⑤ 委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるものにあつては、「再委託」。

別紙様式2

公共調達審査会審議対象一覧及び審議結果（公共工事）

〔随意契約によるもの〕		審査対象期間	令和元年7月1日～令和元年12月31日契約締結分			部局名	長野労働局				
公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格（円）	契約金額（円）	落札率（%）	再就職の役員の数（人）	備考	公共調達審査会審議結果状況（所見）
3 飯山公共職業安定所 冷房設備更新工事	支出負担行為担当官 長野労働局総務部長 堀江 章 長野市中御所1-22-1	令和1年11月5日	金澤工業株式会社 長野市中御所岡田 町157-1	5100001000661	緊急の必要により競争に付することができない場合で、会計法第29条の3第4項に該当するため	4,973,100	4,950,000	99.5%			所見なし
4 長野労働総合庁舎 地下泡消火設備メイン配管交換工事	支出負担行為担当官 長野労働局総務部長 堀江 章 長野市中御所1-22-1	令和1年12月2日	株式会社藤興産 静岡県下田市柿崎 41-20	2080101014559	緊急の必要により競争に付することができない場合で、会計法第29条の3第4項に該当するため	4,955,500	4,620,000	93.2%			所見なし
			以下余白								

※ 備考欄には、以下の①から⑤に該当する場合には、当該符号を付すこと。

- ① 低入札価格調査の対象となったものに対しては、「低入札」。
- ② 随意契約見直し計画において一般競争入札等に移行するとされていたが移行していないものに対しては、「未措置」。
- ③ 競争入札、企画競争又は公募をしたが、応札者が1者しかないものに対しては、「1者」。2者の場合は「2者」と付すこと。）
- ④ 新規案件で競争性のない随意契約であるものに対しては、「新規」。
- ⑤ 委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるものに対しては、「再委託」。

公共調達審査会審議対象一覧及び審議結果（物品・役務等）

〔競争入札によるもの〕 審査対象期間 令和元年7月1日～令和元年12月31日契約締結分

部局名 長野労働局

物品・役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争等の別（総合評価の実施）	予定価格（円）	契約金額（円）	落札率（%）	備考	公共調達審査会審議結果状況（所見）
5 長野第二合同庁舎地下書庫における移動棚設置業務委託契約	支出負担行為担当官 長野労働局総務部長 堀江 章 長野市中御所1-22-1	令和1年7月31日	株式会社柏与ビジネスセンター 長野市長野大門町532	1100001000632	一般競争入札	6,957,576	5,940,000	85.4%	「3者」	所見なし
6 令和元年度「長野労働局、各労働基準監督署及び公共職業安定所で使用する定形及び定形外封筒」作成契約	支出負担行為担当官 長野労働局総務部長 堀江 章 長野市中御所1-22-1	令和1年7月16日	ツバメ工業株式会社 愛媛県四国中央市川之江町2415	2500001014715	一般競争入札	4,315,680	2,628,720	60.9%	「5者」	所見なし
7 令和元年度 建築物定期点検業務委託	支出負担行為担当官 長野労働局総務部長 堀江 章 長野市中御所1-22-1	令和1年8月26日	株式会社エーシーエ建築調査事務所 長野市柳原2360-4	4100001027078	一般競争入札	1,185,800	957,000	80.7%	「4者」	所見なし
8 「離職されたみなさまへ」等印刷物作成契約	支出負担行為担当官 長野労働局総務部長 堀江 章 長野市中御所1-22-1	令和1年8月19日	株式会社アステージ 新潟県新潟市東区7-30	8110001021976	一般競争入札	2,552,747	1,695,600	66.4%	「3者」	所見なし
9 36協定届のPDFファイル作成一式	支出負担行為担当官 長野労働局総務部長 堀江 章 長野市中御所1-22-1	令和1年8月6日	株式会社 福祉工房アイ・ディ・エス 東京都日野市日野台5-22-37	5013401002278	一般競争入札	3,489,640	1,848,000	53.0%	「2者」	所見なし
10 年度後半における集中的な就職面接会事業委託契約	支出負担行為担当官 長野労働局総務部長 堀江 章 長野市中御所1-22-1	令和1年10月23日	株式会社カシヨキャリア開発センター 長野市西和田1-27-9	5100001004530	一般競争入札	2,885,813	2,073,500	71.9%	「1者」	所見なし

※ 備考欄には、以下の①から⑤に該当する場合には、当該符号を付すこと。

- ① 低入札価格調査の対象となったものにあつては、「低入札」。
- ② 随意契約見直し計画において一般競争入札等に移行するとされていたが移行していないものにあつては、「未措置」。
- ③ 競争入札、企画競争又は公募をしたが、応札者が1者しかないものにあつては、「1者」。2者の場合は「2者」と付すこと。）
- ④ 新規案件で競争性のない随意契約であるものにあつては、「新規」。
- ⑤ 委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるものにあつては、「再委託」。

公共調達審査会審議対象一覧及び審議結果（物品・役務等）

〔競争入札によるもの〕 審査対象期間 令和元年7月1日～令和元年12月31日契約締結分

部局名 長野労働局

物品・役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争等の別（総合評価の実施）	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	備考	公共調達審査会審議結果状況(所見)
11 岡谷労働基準監督署移転に伴う什器類等の移設業務委託契約	支出負担行為担当官 長野労働局総務部長 堀江 章 長野市中御所1-22-1	令和1年11月6日	環境通信輸送株式会社 埼玉県さいたま市大宮区下町2-61	3010801021694	一般競争入札	1,974,770	1,760,000	89.1%	「1者」	所見なし
12 令和元年度 各官署で冬期間使用する灯油の購入契約(中信地域)	支出負担行為担当官 長野労働局総務部長 堀江 章 長野市中御所1-22-1	令和1年11月1日	中央石油株式会社 長野県松本市巾上2-1	7100001013546	一般競争入札	1,781,780	1,280,532	71.9%	「1者」	所見なし
13 各公共職業安定所等で使用するハローワークシステム用パソコンラックの購入及び設置契約	支出負担行為担当官 長野労働局総務部長 堀江 章 長野市中御所1-22-1	令和1年11月26日	株式会社丸陽 長野県上田市中央2-5-10	1100001010326	一般競争入札	9,787,360	8,720,140	89.1%	「3者」	所見なし
14 ハローワーク飯田マザーズコーナー移転に伴う備品購入契約	支出負担行為担当官 長野労働局総務部長 堀江 章 長野市中御所1-22-1	令和1年11月26日	株式会社柏与ビジネスセンター 長野県長野市大門町532	1100001000632	一般競争入札	1,177,655	1,129,700	95.9%	「4者」	所見なし
15 「雇用保険事務手続きの手引き」等印刷物作成契約	支出負担行為担当官 長野労働局総務部長 堀江 章 長野市中御所1-22-1	令和1年11月13日	株式会社アステージ 新潟県新潟市東区津島屋7-30	8110001021976	一般競争入札	2,496,868	1,584,550	63.5%	「3者」	所見なし
			以下余白							

※ 備考欄には、以下の①から⑤に該当する場合には、当該符号を付すこと。

- ① 低入札価格調査の対象となったものにあつては、「低入札」。
- ② 随意契約見直し計画において一般競争入札等に移行するとされていたが移行していないものにあつては、「未措置」。
- ③ 競争入札、企画競争又は公募をしたが、応札者が1者しかないものにあつては、「1者」。2者の場合は「2者」と付すこと。
- ④ 新規案件で競争性のない随意契約であるものにあつては、「新規」。
- ⑤ 委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるものにあつては、「再委託」。

別紙様式4

公共調達審査会審議対象一覧及び審議結果（物品・役務等）

〔随意契約によるもの〕 審査対象期間 令和元年7月1日 ～ 令和元年12月31日契約締結分

部局名 長野労働局

物品・役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数(人)	備考	公共調達審査会審議結果状況(所見)
16 生涯現役促進地域連携事業委託契約	支出負担行為担当官 長野労働局総務部長 堀江 章 長野市中御所1-22-1	令和1年10月1日	松本市生涯現役促進協議会 松本市中央4-7-26	—	本省規格競争の結果、最も事業目的に合致する者であり、会計法第29条の3第4項に該当するため	54,521,316	54,521,316	100.0%		「1者」	所見なし
			以下余白								

※ 備考欄には、以下の①から⑤に該当する場合には、当該符号を付すこと。

- ① 低入札価格調査の対象となったものにあつては、「低入札」。
- ② 随意契約見直し計画において一般競争入札等に移行するとされていたが移行していないものにあつては、「未措置」。
- ③ 競争入札、企画競争又は公募をしたが、応札者が1者しかないものにあつては、「1者」。2者の場合は「2者」と付すこと。）
- ④ 新規案件で競争性のない随意契約であるものにあつては、「新規」。
- ⑤ 委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるものにあつては、「再委託」。

令和元年度第2回長野労働局公共調達監視委員会が、令和2年2月21日（金）に開催されましたので、審議概要についてお知らせします。

令和元年度第2回長野労働局公共調達監視委員会（審議概要）

〔審議日程等〕

開催日及び場所	令和2年2月21日（金） 長野労働局会議室	
委員（敬称略）	委員長 長瀬 一治 大学特任教授	
	委員 内村 修 弁護士	
	委員 酒井 富雄 公認会計士	
審議対象期間	令和元年7月1日から令和元年12月31日契約締結分	
抽出案件	16件（公共工事4件、物品役務等12件）	
審議案件	16件（公共工事4件、物品役務等12件）	
委員からの意見・質問に対する回答等	意見・質問	回 答
	下記のとおり	下記のとおり

〔審議概要〕

○ 案件番号1

岡谷地方合同庁舎3階改修工事

○ 案件番号2

長野第二合同庁舎4階改修工事

（事務局）案件1番、岡谷労働基準監督署の老朽化に伴い、岡谷地方合同庁舎3階空きスペースへの入居に係り、内装の改修、電気設備及び空調設備等の工事を行うための契約。

応札は2者、予定価格30,789,000円、落札金額30,228,000円、落札率98.2。
 なお、1回目の入札では予定価格に達する応札がなかったため、同日2回目の入札を行った。

案件番号2番、長野労働局の部署である労災補償課分室及び雇用保険電子申請事務センターの長野第2合同庁舎4階の空きスペースへの入居に係り、内装の改修、電気設備及び空調設備等の工事を行うための契約。

応札は2者、予定価格24,860,000円、落札金額22,000,000円、落札率88.5%。
 なお、こちらの入札案件は、低入札価格調査基準額を6万円ほど下回る落札金額となったため、低入札価格調査の対象となり、入札した金額において当方で示している仕様を満たす工事が出来るか、また、工事が出来るだけの経営状況にある事業所なのかという調査を行った。

工事の積算書から、仕様に示している工事は問題なく施工出来ると判断する

とともに、経営状況や過去の実績等からも今回の工事を適切に実施出来る業者であると判断し、応札価格に問題なしとの結論を出した。

(委員) 案件番号1、2番ともに同じ業者が応札しているが、その業者の応札価格が、案件番号1は2回目で予定価格の98%で落札。案件番号2では予定価格の98%で応札している。これほど近い金額が出るものなのか。その点について何か調査を行ったのか。

(事務局) この工事の入札に先立ち、改修工事の設計業務を設計事務所へ委託した。その設計事務所に図面とともに積算も委託しており、それを参考にして予定価格の積算を行っている。仕様書も設計事務所で作った工事の内訳書の数字をだけ除く形で、工事内容が詳細に分かるよう作っているため、工事の内容が正確に伝わったことから、金額がきちんと積算されたと言えると思う。

(委員) 同一の業者が連続して予定価格に極めて近い金額で応札していることに対して、先の審査会では特に審議はなかったのか。

(事務局) 案件番号2の低入札価格調査に係る手順等については審査委員の方から質問を受けたが、入札率についての審議は特段なかった。

(委員) 競争がきちんと働いていれば、こういうことは多分ないのではないかと。同じ業者が98%に近い形で応札をしているということについて疑義を抱かざるを得ない。入札の仕方も含め、競争がうまく働いていれば98%で落札ということはほとんどないのではないかと。透明性も大事だが、公正性や自主的に競争が働く形の、秘匿性を再度確認願いたい。

(事務局) 案件番号1は、1回目の入札の時には金額が予定価格を上回っており、同日再入札の結果この落札率となった。案件番号2の案件で同じ業者が同程度のパーセンテージで応札価格を設定した積算根拠はわかりかねます。

(委員) 競争入札者がいるかを入札者は分からないはずで、いることを前提にして考えるとちょっと下げてもいい気がする。99%に近い形での価格が出てくるのは不自然な気がする。二千万円を超す公共工事で、競争があった時の落札率がどのくらいなのかというのを確認願いたい。仮に、うまく競争が働いて情報の秘匿性に問題がなかったとしても、応札者が増えないという事自体問題があるのではないかと。

また、設計をした業者とこの応札業者に特殊な関係があったのではないかと疑義を抱かなかったのか。

(事務局) 案件ごとに違う設計業者に委託している。

○ 案件番号3

飯山公共職業安定所 冷暖房設備更新工事。

○ 案件番号4

長野労働総合庁舎 地下泡消火設備メイン配管交換工事

(事務局) 案件番号3、飯山公共職業安定所で設置され、長年使用してきた冷房設備が頻繁に故障を起こり、応急的な補修をして使用してきか、これ以上はもたないということが分かり、来年夏に使うためには今年度中に更新工事を行う必要があるということが判明した。この機器は昭和60年に設置し30年以上使用していたため部品交換等できないということから一新するという事で進めることとした。この案件を随意契約とした理由は、この空調設備は暖房設備と冷房設備が独立しているが、いずれも同じダクトを使うという複雑な構造となっていることから、年度内に工事を完了させるということを考えて際、この設備を熟知している当局における空調設備の保守点検業者でない間に合う工事ができないという判断に至り、随意契約という形で進めた。

案件番号4、長野労働総合庁舎の地下駐車場に設置している泡消火設備について、損傷した配管の修復を行い、配管を取り換えることによって火災発生を正確に検知出来る設備に戻すといった工事を行ったもの。前回の委員会でご審議いただいた検知方式を改修する工事を進めたところ、今後使っていく必要があるメインの配管の内側がぼろぼろになるほど腐食していることが分かり、当初の工事を完了させるため、配管を取り換えるといった追加工事を実施したという経過。随意契約とした理由は、地下の消防設備が機能しないと庁舎管理の面からも問題があり、早く工事を完了させる必要があること、改修工事をしていた中で急遽発生した追加工事ということから、他の業者をお願いするとさらなる費用や時間が掛かるという状況であり、消火設備の保守業者で、当初から改修工事に携わっている業者を契約業者として選定せざるを得ないという状況から随意契約とした。

(委員) 著しく腐食していることが判明したということだが、それはわかったうえで工事が始まるのではないか。泡消火器は珍しい設備だからということか。

(事務局) 太い配管の間に弁が付いているが、重量があるうえ、取り外してみないとその先の配管の状況が分からない。実際に弁を取り換える必要があるため外してみましたら想定外に腐食していた状況であった。

(委員) この業者は長野に支店はあるのか。

(事務局) 本社は静岡県。長野支店が佐久市にある。

(委員) 資料の見積書には工事場所が静岡県沼津市内となっている。現地を見て腐食があり、工事の必要があったのでということだが、見積は長野支店が作ったのではなく、沼津の本店が作ってしかも沼津で仕事すると読み取れる。これについては誰も指摘しなかったのか。今の説明では、現物を見て見積をしたことになっていたが、その場合にこんな間違いが起こるわけではないのではないか。

(事務局) 実際に見積を作るにあたっては、現地は見ている。

(委員) 見積を作ったところと見積書を出したところが全く別だということになると、本当に現地を見た人がきちんと見積をした価格を示してきているのかどうかを誰も疑問に思わなかったということか。工事場所を知らないで書いたのか、それとも誤記なのか。この様な見積は通常作らない。工事場所を分かって書類に

沿って書くはずで、一番大事なところではないのか。しかも随意契約で、積算の根拠に疑義を持って不思議ではないと思うが、その点はいかがか。

(事務局) 見積書の重要な部分について点検が足りなくそのままであった。積算については、標準的な金額ということで資料を集め積算を行っているため、積算した内容に対して適正な金額であるという判断をしている。

(委員) この起案と見積書の日付の間が2日しかない。点検から更新の過程で業者が腐食を発見し、取り換えが必要ということになり、起案をして、見積が出てきたらこの金額になっているということだが、見積は本が出したということか。業者の言われた通りのところで見積をして積算をしたのではないのか。現地を確認して積算をした人はそのまま本社へ送り、本社は中身を検討せずにそのまま出してきたのではないかと見えるが。

(事務局) 社長が現地の確認に来ていた。

(委員) なら尚更この工事場所が沼津市内というのはよく分からない。

案件3について、これはこの近辺の業者であるが、特殊な関係性はないのか。

(事務局) 空調設備の保守に係る入札を毎年行っており、今年の落札業者である。

(委員) 案件4について、本工事をとってから、あとで随意契約を積み増ししていく業者が多い印象もある。他の委員が発言したようにそのような感じが見えるが。

(委員) 競争を働かせることが一番いいのではないか。

(委員) 案件3について、できれば競争、工事の内容を見ても特殊なのでこの業者でしか出来ないような内容のものでは決してないと思う。必ずしも随意契約しかありえないということではないのではないか。今後検討いただければと思う。

(委員) 今年度の予算で工事を行いたかったという事か。

(事務局) 予算の面もそうだが、仮に来年度になったとすると、冷房を使う時期までに工事が間に合わないということもあった。

○ 案件番号5

長野第二合同庁舎地下書庫における移動棚設置業務委託契約

(事務局) 労災補償課分室が長野第2合同庁舎へ移転することに伴い、移転先となる合庁内の地下書庫に設置されていた書棚がB5サイズの非常に古いものであったため、A4サイズの書類が保管出来る移動棚に変える契約を行ったもの。こちらの入札については一般競争入札を行った。

参加者は3者、予定価格6,957,576円に対し落札額5,940,000円、落札率85.4%。

(委員) 工事は9月30日までに終わったのか、1日ずれると消費税が増税されることとなるが。

(事務局) 9月1日から合同庁舎の使用が認められ、9月20日くらいに終了させた。

(委員) 資料では予定価格と同じ金額の見積が落札業者から出ているが。

(事務局) 予定価格積算にあたり、いくつか候補となるメーカーがあり、ほぼ同じ仕様で見積書を取り比較し、一番安価なメーカーのものを予定価格として設定した。

比較的規模の大きな移動棚であり、市場価格をインターネット等で判断することが難しいため、取扱いの実績のある業者へ見積をお願いした。

(委員) この予定価格というのは、落札業者から3つのメーカーで一番安い見積を出してもらい、それを予定価格にして、最終的に見積を出した業者が落札したということなのか。

(事務局) 3者の応札があった中で一番安い金額を提示いただいたという状況である。

(委員) 手の内を知っている業者が最終的に自分で落とすと。競争がきちんと働くのか。

(事務局) 1者応札のような状況ではなく、3者競争の結果ととらえている。

(委員) 最初に予定価格を作ったところと、入札したところが同じだということになると、そもそも最初の予定価格が適切だったかということが疑問になる。

(委員) 予定価格の見積を算出するにあたって、入札に参加するところ以外から取るとか、複数から取ることとしたらどうか。

(事務局) 参加の可能性がないところや、複数から取るということも可能と思う。

(委員) 現地を見て見積を出した者とそれ以外で見積を出す者では情報に差異があるため、公平な競争が働いているかどうかそもそも疑問。予定価格というのももちろんだが、入札価格はいろいろな角度から金額を出していると思うが難しいところではある。複数から見積もりや条件の公平性などで善処していただきたい。

○ 案件番号6

令和元年度「長野労働局、各労働基準監督署及び各公共職業安定所で使用する定型及び定形外封筒」作成契約

○ 案件番号8

「離職されたみなさまへ」等印刷物作成契約

○ 案件番号15

「雇用保険事務手続きの手引き」等印刷物作成契約

(事務局) 案件番号6番、長野労働局、各労働基準監督署及び各公共職業安定所で使用する定型、定型外封筒の作成の契約。封筒本体及びそれに官庁名、電話番号などの連絡先も印刷してトータルで調達するというもの。封筒は定型及び定型外となり、定型については長3サイズ、定型外については角2サイズを調達した。なお、各所属へ必要な数量を調査し積算に反映している。応札は5者、予定価格4,315,680円、落札価格2,628,720円、落札率60.9%。

案件番号8番、離職されたみなさまへ等の印刷物の作成契約。公共職業安定所において、雇用保険被保険者及び受給資格者に対する失業等給付金の受給手続き方法や求人内容の案内資料として使用する印刷物5種類を作成する。応札

は3者、予定価格2,552,747円、落札金額1,695,600円。落札率66.4%。

案件番号15番、事業主、雇用保険被保険者及び受給資格者に対して、雇用保険制度の周知及び案内として使用するための雇用保険事務手続きの手引き及び離職証明書記載の手引き等3種類の作成契約。応札は3者、予定価格2,496,868円、最低入札1,584,550円、落札率63.5%。

(委員) 予定価格と落札金額に差があるが。

(事務局) 各案件とも落札した業者が前年も落札している業者。印刷案件では前の年の版を持っているところが強い傾向があるため、ほかの業者と差が開いたと思う。

(委員) 落札者は版を持っているところだったということか。

(事務局) はい。

(委員) 案件番号6番の業者は前にも落札しているところか。

(事務局) 昨年度も落札している。

(委員) 封筒を作成せず、宛先のラベルと自分のラベル又は二つの窓空き封筒にして文書の中に書き込むなど、工夫していった方がよいのではないか。

(委員) 案件番号8番、3社が競い合って、落札業者は他の業者と比べ三分の一の金額で入札している。毎年こういう傾向になるとすれば、あまり入札の意味はないのではないか。

(委員) 案件番号6は、予定価格と落札価格との乖離があるが、当初の予定価格の設定が適切であったとした場合、継続的に入札を行っているところと原版を持っているところが常に勝つのではないか。それでは入札する意味がない。前回と同じくらいの随意契約か、もう少し低い金額を設定するなど競争が働くかもしれない。

業者からすると1回落札し、版を持つと非常に大きいものなのか。

(事務局) 封筒の例では、全ハローワーク、全監督署の版を全部揃えるには手間がかかるが、いったん版が出来ると変更点は少ない。

(委員) 版は印刷会社の所有権なのか。それを買って取っておけば次は印刷代だけで入札できるのではないか。プラスチックの金型などはだれが持つか最初に決めている。

(委員) 案件番号6の業者は愛媛、案件番号8の業者は新潟だが、全国的に共通するような形なのか。

(事務局) 案件番号6については詳しい情報を持っていないが、案件番号8と15の業者については、群馬や新潟で同じ印刷物を作っているということは聞いている。他県でも内容に大きな変化はないので、各県の独自の部分だけ入れ替えれば作成できる点でもアドバンテージがあるのではないか。

(委員) 量があれば、極端に安くてもそれだけのメリットがある形になるのであろうが、ちょっと極端に差が開きすぎではないか。

(委員) 実際安く入手できた方が国民にとってはありがたい。競争を働かせればもっと安くなるかもしれないし。

○ 案件番号 7

令和元年度建築物定期点検業務委託

- (事務局) 一定規模以上の建築物については3年に1度、点検が義務付けられており、令和元年度は5か所に対する法定点検を行うため入札を行った。参加者数は4者、予定価格1,185,800円、最低入札額957,000円、落札率80.7%。
- (委員) 資料の開札調書では順位が順番になっていないが、この順番は何か。
- (事務局) 入札の事前書類が提出されたら順番となっている。順位は間違っていないものの、並べ替えをしていないのでわかりにくくなってしまった。
- (委員) 応札した業者のうち応札金額が明らかにかけ離れている者があるが、これはどう考えるのか。
- (事務局) この案件は電子入札を行っており、仕様書等について労働局HPに公表し、応札要件を満たす業者は特に労働局に連絡なく応札してくるため詳細は把握していない。
- (委員) この予定価格の内訳では、労務費が規模によって200,000円から250,000円。落札業者の入札内訳書では労務費が45,000円とか90,000円になっているが、差が大きいのではないか。
- (事務局) 落札業者は点検当日の人件費として45,000円から90,000円という範囲で積算をし、法定調書を作る事務作業分については諸経費ということで計上している可能性がある。こちらの想定と落札業者の積算方法が一致していない面はあるかと思う。
- (委員) 業務委託契約書20条1項のただし書き「ただし、緊急やむを得ない事情があると認められるときは、受注者の判断によって臨機の措置をとらなければならない」という文言はこの類の契約には必ず入っているものなのか。
- (事務局) 今回の契約書ということでこの文を付け加えたということはない。
- (委員) どんな契約でもこれが入っているのか。緊急時の対応では、PCDAで動いたのかOODAで動いたのかという、意思決定の違いでその結果に差ができるのではないか。この契約では意思決定は受注者に任せているのか。他の契約にも記載されているとすると、受注者にとっては厳しいのではないか。
- (事務局) 契約によって表記が違う可能性もあるため、次年度は見直しを図りたいと思う。
- (事務局) 20条の1では、緊急事態、事故が発生しそうなときに、やむを得ない事情がある場合は受注者の判断で臨機応変に対応してください、ということなので、こちらへ連絡している間に事故が起きてしまうようなケースでは、自己の判断で退避する、というような意味合いであると思う。他の契約への記載については精査する。
- (委員) 業務委託契約書はこの様式を使用しているのか。21条の点検は、物の引き渡しだが、本件業務の内容ではないから unnecessary 条項である。23条の瑕疵担保も改正債権法の施行にともない改定が必要であろう。見直すのは大変かもしれない

が、ぜひ検討してほしい。

○ 案件番号 9

36 協定届の PDF ファイル作成一式

(事務局) 本省において、36 協定届のデータを一括して蓄積、管理するため、監督署に届出のある 36 協定届出書を PDF 化するための契約。本年初めて行った。入札を 3 回行っているが、第 1 回は、応札者がなく不調に終わり、2 回目においては、第 1 回目が不調に終わったことを受け、仕様書における PDF 化の作成の期限を柔軟にし、再度公告を行った。入札はあったものの、金額にかなり開きがあり不調に終わった。3 回目の公告においては、前回入札に応じた業者に聞き取り調査を行い、積算内容、さらに提出期日も見直して、再々公告を出したところ 2 者の参加があった。予定価格 3,489,640 円、入札価格 1,848,000 円落札率 53.0%。

(委員) 入札の要件について、個人情報の保護に関し、ISO27001 の証明書は添付されているのか。それとも誓約書があればいいのか。入札公告の 2 の(7)に記載されている競争に参加する者に必要な事項をどこでチェックしたのか。

(事務局) 本日の資料に添付漏れがあったが、写しを受理している。

(委員) 36 協定を県内で取っている事業所はどのくらいあるのか。

(事務局) 資料内に監督署毎に届出されると見込まれる枚数が記載されている。

(委員) ざっと 30,000 くらい。この事業は今年初めて。届出されたものを PDF 化するということか。現に持っているものも行うのか。

(委員) 予定価格が高すぎるのではないか。30,000 枚程度でこの様な金額になるのか。

(事務局) 今までに提出されていたものはファイリングされている。

(委員) ファイルごと送って、ファイルを外しながらスキャンにかけて、またファイル戻すということか。

(事務局) 各監督署へ出向いてもらって、その場で作業してもらおう。

(委員) 30,000 件くらいを 1 件ずつファイル化していく。PDF でスキャンして 1 つのファイルを作る。3 枚だと数秒だがそれを 30,000 件やるということか。

(委員) ファイルから該当のところを外して、PDF 化してまた戻す作業となるのか。

(委員) 予定価格について、入札状況調書の予定価格が 2,720,000 円となっているが、これがその後 3,489,640 円に増えたということか。これはどういうことか。2,720,000 円が予定価格ではなかったのか。

(事務局) 資料の入札状況調書は 2 回目の公告のもの。1 回目、2 回目の公告時に落札されなかったため、3 回目の公告時にこの金額に見直した経過である。

(委員) 第 2 回の時、3 者ともに辞退している理由は何か。

(事務局) 業者から聞き取り調査を行い、聴取した内容をまとめている。

○ 案件番号 10

年度後半における集中的な就職面接会事業委託契約

- (事務局) 大学院、大学、短大等新規卒業予定者並びに既卒3年以内のものを対象に、年度後半に就職面接会を実施し、就職未内定者への就職を促進するという事業。入札の参加業者は1者、予定価格2,885,813円、落札金額2,073,500円、落札率71.9%。
- (委員) 毎年この業者が落札しているのか。
- (事務局) そのとおりです。
- (委員) 応札はここ1者しかない。事後点検、成果の検証は行っているのか。アンケート等、業務が適切に行われたのか、利用者の反応などチェックはしているのか。
- (事務局) 仕様書において、就職面接会終了後1か月以内に、就職面接会の開催結果報告書を提出することという形になっている。
- (委員) 毎年同じところが事業を行っていて、それについては次の入札の時の応札者の決定において、参考にされているという理解でよろしいか。
- (事務局) 事業の実施計画では、面接会の開催日が1月19日となっており、開催結果として企業アンケート結果、求職者アンケート結果、学生等受付票、参加者属性、面接・内定状況などを報告する形となっている。
- (委員) 実質上特に問題がないから継続しているのだろうが、応札が1者しかないというのが気になる。企業側と、学生の側との説明会なので改善の余地はあるのではないかと。工夫する方法を考えてほしい。客観的に分かる資料を出してほしい。

○ 案件番号11

岡谷労働基準監督署移転に伴う什器類等の移設業務委託契約

- (事務局) 案件番号1の改修工事に係る引越の契約。入札の状況は、応札者1者、予定価格1,974,770円、落札金額1,760,000円、落札率89.1%。積算の段階において大手業者から参考見積を取り、これを参考に積算した。入札資格の設定により、当該大手業者は外れたため声がけできなかった。さらにインターネットで業者を探したが、他に該当するところがなく、過去に引越をお願いした業者へ声がけをし、入札に参加してもらった。
- (委員) 県内の業者はこの金額では難しいということなのか。大きいところはそもそも応札資格がないということ。落札業者は長野にも支店があるのか。本社はさいたま市となっているが。
- (事務局) 事業所がある。

○ 案件番号12

令和元年度各官署で冬期間使用する灯油の購入契約(中信地域)

(事務局) 中信地域における各官署で使用する灯油の購入契約。応札者 1 者予定価格 1,781,780 円、落札価格 1,280,532 円、落札率 71.9%。

(委員) 開札調書では、2 者辞退しているが、これは応札して落札までに辞退したということか。

(委員) 申し訳ございません。お声がけしたところ辞退したいという申し出がありまして、入札への参加はございませんでした。

(委員) 去年も同じ事業者が落札しているのか。

(事務局) 同じ事業者が落札している。

○ 案件番号 13

各公共職業安定所等で使用するハローワークシステム用パソコンラックの購入及び設置契約

○ 案件番号 14

ハローワーク飯田マザーズコーナー移転に伴う備品購入契約

(事務局) 案件番号 13。令和 2 年 1 月 4 日で、ハローワークが使用するハローワークシステムが大幅に刷新され、求職者が利用する求職者閲覧端末がタッチペン方式からキーボード方式に変更となった。そのため、既存のラックではキーボードを置く場所が確保できず、ほぼすべてのパソコンラックを一新するという内容の契約となった。入札の状況は応札者 3 者、予定価格 9,787,360 円、落札金額 8,720,140 円、落札率 89.1%。

案件番号 14。ハローワーク飯田の付属施設のマザーズコーナーが、ハローワーク飯田が入居する合同庁舎に移転することになり、それに伴い庁舎内のレイアウトを変えるため必要な備品類を調達した。入札の状況は応札 4 者、予定価格 1,177,655 円、落札金額 1,129,700 円、落札率 95.9%。

(委員) 案件番号 13 の資料によると、途中で仕様の変更があったということだが。

(事務局) 今回調達する台数が 196 台と数が多いうえ、納期も短く、なかなか必要な台数が確保できない状況があった。当初の仕様に関わりなく近い代替品の提案があり、それを当方で確認して、代替品を認めたという形になる。

(委員) 800 円の価格差のものを約 200 台入れるとすると応札価格に 160,000 円上乘せされ、入札順位が変わるのではないか。

(事務局) メーカー標準価格の金額差は 800 円となっているが、代替品も同額で入れてもらった。

(委員) 落札価格以上の追加契約はなかったということか。

(事務局) あくまで代替品を入れることに対しての同意で、契約金額の増額を認めたというわけではない。

○ 案件番号 16

生涯現役促進地域連携事業委託契約

(事務局) 第1回の監視委員会でも同じ委託事業があった。令和元年度第2回の規格競争において厚生労働省で採択を受けて契約まで行った案件になる。3年の複数年、国庫債務負担行為という契約になっている。

(事務局) 第1回の監視委員会時に、選定自体は厚生労働省が行い、労働局では契約のみ行うということで、長野労働局公共調達監視委員会の場において、調達という観点から審査するのはそぐわないというご意見があったところだが、その際「権利能力なき社団」との契約について疑念があるというようなお話を受け、その点について補足的な資料が入手出来たのでご覧いただければと思い今回も審議案件とした。

「生涯現役促進地域連携事業(令和元年度開始分・2次募集)に係る企画書募集要項」が本省が示した要綱となっており、この中の仕様書で公共団体は直接提案できないという縛りを入れ、また、権利能力なき社団ではあるが、代表者と事務局を必ず置くことと規定されている。

さらに、もし解散した場合は市町村が責任を持つことも規定している。なお、事業を実施するにあたり、事業専門の銀行口座を設けて、他の会計と混じることのないように留意していただくことを先方に求めているところです。

(委員) この文面は何も言っていないに等しい。「するものとする」という文言は拘束を受けていない。オーソライズされている文章ではないように思う。

(委員) この協議会の組織内容が分かる資料はあるのか。例えば規程とか定款とか、財務内容を示すものとか。

(事務局) 本省に出してある。

(委員長) この協議会も法人格のない社団か。

(事務局) はい、そうなります。

(委員) 地方独立法人であれば、地方独立法人会計基準に則り発生主義で財務諸表を整備し、キャッシュフロー計算書も作らなければならない。監査報告書を作成し、会計監査人による監査も受けなきゃいけない。開示もされる。これに対して、本件の協議会は、どうも分かり辛い。複数の自治体がかかわって協議会を作っているとしても構成員もガバナンスの仕組みも、財務内容も、最終的な責任の所在もわからない。資料が、この場がないと言うだけでなく、そもそも法人格のない社団としての実体・実質的な社団性を備えているのかどうかも分からない。

(事務局) 企画競争の申し込みにあたって、本省へは、協議会の規約、会計事務取扱規定、事業の構想、協議会の組織図、こういったものを提出するようにはなっている。こちらで契約するにあたって、それらの資料は契約担当は持っていないということ。

(委員) 資料の実施計画では、事業の自己評価を行うが、これは大学がするというこ

とになっている。その大学は地元自治体から補助金が行っている。そこが評価するのは適切なのか。

(事務局) 評価にあたっては、「協議会等は、年度毎に、事業利用者アンケート結果報告及び実施状況報告書を、事業実施した年度の翌年度の4月10日までに労働局に提出してください。」となっており、「事業の実施期間は最大3年間ではあるが、各年度の支援メニューのアウトプット目標及びアウトカム目標の達成状況について、下記アの事業継続の可否及び改善計画の作成の基準に基づき、評価委員会に諮った上で、事業継続の可否又は改善計画の作成とその実行を決定します。」としている。事業を2年目、3年目継続していくかどうかは厚労省側で審査、評価の上決定していく作りになっている。

(委員) 協議会の会計はいわゆる権利能力なき社団なので、適用される法的な基準はない。しかも権利なき社団とは言っても、実態はこの事業を行うためだけに作られたもの。しかも、具体的な事業は委託して良いことになっている。資料の生涯現役促進地域連携事業再委託承認申請書だと、ニーズ調査のアンケートについて、NPO法人に丸投げする形になっているが。

(事務局) 協議会が行う事業の一部で、アンケート調査を業者へ委託しますという形になるが、他に令和元年度中に行う事業が記載されており、アンケート調査以外にも、窓口設置、事業所訪問、啓発セミナーなどを行うことになっている。

(委員) 前回も他の委員から指摘したが、具体的に、どこの機関でどの様に誰を使って行うかというのが見えてこない。事業の具体的な主体性は権利能力なき社団というのは分かったが、その社団の構成員も分からない、自主的に何かやるとなるとなかなか分からない。アンケートは分かるが。事務局や委託調査を商工会議所が行うのか。

(委員) 協議会の規約は出来ているのか。10月1日付で業務開始したという。去年の10月1日付で。会計の事務取扱規定ですとかそういうのは出来ているのか。

(事務局) それに関する審査については厚生労働省で行っているため、契約担当にはそういった資料はない。

(委員) 生涯現役促進地域連携事業費積算内訳を見ると、一般管理費、人件費を含めて当初年度7,300,000円。それに対して事業費は6,800,000円。次の年は管理費13,000,000円、事業費3,900,000円。最終年度は管理費13,000,000円に対して、単純に見たって事業費は4,000,000円しかない。肝心の事業に対しては30%程度。全体するからすると管理費と人件費で大多数が人件費となっている。人件費も事業費として考えられなくはないが、実際、いくつかは下請けに回る。そう考えると組織を作って、50,000,000円を使うが、実際は生涯現役促進事業自体には10,000,000円も使ってないということにならないか。そうするとこれは何のための組織なのか、何のための事業なのか、ということを経営的に考えないといけないのではないか。

(委員) 先ほどの36協定をスキャナで読み取る契約は、再委託禁止だったが、これは再委託可能。再委託の必要性の判定が違うのではないかと思う。協議会で人件

費を10,000,000万円も出すところが、再委託しなくても自前で出来るのではないかと思う。両者のバランスを見て、再委託可ではなく不可にしていのではないかという感じを抱いた。

(委員) そう思う。セミナーを含めて調査であれば協議会を作らなくても出来るのではないか。複数の団体が入札で競うような形にした方が、競争の結果いい事業が出来るのではないか。入札の対象にはならないのか。

(事務局) 企画競争となっている。全国の協議会の中で手を挙げて、その中でこの企画は望ましいということに対して委託する。

(委員) 協議会でしが受託出来ないような構成になっているのか。

(事務局) 協議会か、協議会に参加している団体、ただし市町村や都道府県は不可。

(委員) 実質的に商工会議所とか社協とかということか。

(事務局) この事業の目的は、全国で高齢者の雇用の安定に資する事業を行っていくため、全体の枠組みが決められている。その中で、行う事業の内容で選定することから、この企画競争というような形を取っている。

(委員) 先ほどから意見しているように、この団体の財務内容の把握はできない、具体的なガバナンスの仕組みがどうなっているのか分からない、かつ事業内容を見ると、一般管理費、特に人件費が全体の8割程度で、事業費が2割程度。これはいかがなものかと思います。組織を運営するためだけにお金使っているのではないか。

(事務局) 事業の内容が事業所の訪問等人手を使って行う内容が多いというところで人件費の割合が高いのかなと。

(委員) 今日の資料に生涯現役促進地域連携事業企画書採点基準(表)の記載があるが、せめてこの採点基準の結果は資料として添付してほしい。

(事務局) これも、厚生労働省が持っている。

(委員) では何とも言えない。少なくとも我々が監視の対象にして、点検する対象にするのであれば、少なくともこの部分の表くらいは添付してあるべき。それは強く要望する。

(事務局) 今後、この生涯現役促進地域連携事業、また出てくるかもしれませんが、その際、長野労働局監視委員会にかけるべき案件かどうか精査いたします。

(委員) 審議にかけるのであれば他の案件と同程度の資料がないと意見の言いようがない。